

# 身体障害者診断書・意見書（心臓機能障害 18 歳以上用）

総括表

氏 名	明治 大正 昭和 平成 令和	年 月 日生（ ）歳	男 女
住 所			
① 障害名（部位を明記）			
② 原因となった 疾病・外傷名		交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災 自然災害、疾病、先天性、その他（ ）	
③ 疾病、外傷発生年月日 年 月 日・場所			
④ 参考となる経過及び現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）			
障害固定又は障害確定（推定） 年 月 日			
⑤ 総合所見			
[軽減化による再認定 要 ・ 不要] [再認定の時期 年 月]			
⑥ その他参考となる合併症状			
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付します。 年 月 日 病院又は診療所の名称 電 話（ ） 所 在 地 診療担当科名 科 医師氏名			
身体障害者福祉法第 15 条第 3 項の意見（障害程度等級についても参考意見を記入のこと。） 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する（ ）級相当 ・該当しない ※「該当する」「該当しない」の選択及び意見等級は、必ず記載してください。			
注 1 障害名には、現在起こっている障害、例えば両眼失明、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、角膜混濁、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。 2 総合所見には、将来の障害の軽減化による再認定の必要性及び再認定を行うべき時期を必ず記入してください。 3 障害区分や等級決定のため、改めて身体障害者診断書・意見書の記述についてお問い合わせする場合があります。 4 程度変更に伴う再申請については、新しく追加となる障害内容の記載のみではなく、現在の手帳の障害内容についても障害が存在していれば、併せて診断書に記載してください。			



#### 4 活動能力の程度

- ア 家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動については支障がなく、それ以上の活動でも著しく制限されることがないもの又はこれらの活動では心不全症状若しくは狭心症症状が起こらないもの
- イ 家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの又は頻回に頻脈発作を繰り返し、日常生活若しくは社会生活に妨げとなるもの
- ウ 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状が起こるもの
- エ 家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状若しくは狭心症症状が起こるもの又は頻回に頻脈発作を起こし、救急医療を繰り返し必要としているもの
- オ 安静時若しくは自己身の日常生活活動でも心不全症状若しくは狭心症症状が起こるもの又は繰り返してアダムスストークス発作が起こるもの

【注】 診断書の活動能力の程度と等級の関係は、次のとおり作られているものである。

- ア …………… 非該当
- イ・ウ …………… 4級相当
- エ …………… 3級相当
- オ …………… 1級相当

- 5 人工ペースメーカ (有・無) (手術日 年 月 日)  
人工弁移植・弁置換 (有・無) (手術日 年 月 日)

- 6 ペースメーカの適応度 (クラスⅠ ・ クラスⅡ ・ クラスⅢ )

- 7 身体活動能力(運動強度) (メッツ)